

特別養護老人ホームそよ風 運営規程

(指定介護老人福祉施設)

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人香南会が設置運営する特別養護老人ホームそよ風（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームそよ風
- (2) 所在地 高知県長岡郡本山町本山978-2

(入所定員)

第4条 事業所の入所定員は、80名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業と兼務する。

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼 務）
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名以上（嘱 託）

医師は、入所者の医療に関する処置や指導及び健康管理に当たる。

- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者の生活に関する相談、助言及び入退所の業務に当たる。
- (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、入所者の看護、保健衛生の業務に当たる。
- (5) 介護職員 27名以上
介護職員は、入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名
管理栄養士は、給食管理、入所者の栄養指導に当たる。
- (7) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に当たる。
- (8) 事務職員 1名以上
事務職員は、施設の庶務及び会計事務を行う。
- (9) 介護支援専門員 1名以上(兼務)
介護支援専門員は、入所者の介護支援に関する業務を行う。
- (10) 宿直員 2名以上
宿直員は、施設内各所の巡回及び点検、緊急時の対応に当たる。

第3章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ入所申込者及び身元保証人に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合は、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ、介護保険負担限度額認定証により所得段階を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供する。

(サービスの内容)

第8条 事業所は、入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 施設サービスに係る費用は、国が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に基づく額とする。その他、次の費用を必要とする。

- (1) 居住費及び食費
- (2) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第10条 入所に際しては、伝染性疾患及び健康上留意事項がある場合は、事前に事業所に申出なければならない。

2 入所者が明るく充実したサービス提供が受けられるよう、次のとおり入所者の守るべき規律を定める。

- (1) 敷地内は全面禁煙とする。
- (2) 私的商行為、勧誘行為等を行わない。
- (3) 他の入所者及び職員に対しての迷惑行為等を行わない。
- (4) 事業所内設備及び器具は、本来の用法に従って利用する。

(入退所)

第11条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否しない。

3 事業所は、入所者が入院治療を必要とする場合、その他入所者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 事業所は、入所に際しては、心身の状況、病歴の把握に努める。

5 事業所は、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、機能訓練士等の職員間で協議する。

7 事業所は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、入所者及び身元保証人の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

8 事業所は、入所者の退所に際しては、居宅支援事業所等に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

9 事業所は、入所に際して入所年月日及び入所施設の種類及び名称を、退所に際しては、退所年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(施設サービスの取扱方針)

第12条 事業所は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて処遇を妥当・適切に行う。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 3 施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及び身元保証人に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
- 4 施設サービス提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第13条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者に対し入浴又は清拭を行う。
- 3 事業所は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替える。
- 5 事業所は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

第14条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供する。

- 2 食事提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うように努める。

(苦情処理)

第15条 事業所は、入所者及び身元保証人等からの施設運営に関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、次に定める事項に従い、必要な措置をとる。

- (1) 苦情解決責任者は施設長とし、苦情解決処理の総括業務を遂行する。
- (2) 苦情受付担当者を配置し、苦情の受付、内容、苦情申し出人等からの意向の確認と記録、第三者委員への報告

- (3) 苦情解決責任者を中心に解決に取り組む。
- (4) 苦情申し出人に対する事実関係及び改善措置の説明をする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会以下（「感染症対策委員会」という。）を設置し、幅広い職種（施設長、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、生活相談員等）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染症対策を担当する責任者（看護職員）を決める。
- 3 感染症対策委員会は、施設内の他の委員会と独立して設置・運営する。
- 4 平常時の対策として、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液、体液の処理等）、日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策、手洗いの基本、早期発見）等、発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等を行う。
- 5 看護職員は、その他の職員に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を実施し、感染症対策の基礎的内容等の適切な知識の徹底や衛生的なケアを励行する。
- 6 職員教育を組織的に浸透させるため、研修プログラムを作成し、定期的（年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には感染症対策研修を実施する。また、調理や清掃などの業務を委託する場合においても周知徹底する。

(秘密保持)

第17条 職員は、業務上知り得た入所者及び身元保証人等の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た入所者及び身元保証人等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に定める。

(緊急時等における対応方法)

第18条 職員は、入所者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに身元保証人、主治医又はあらかじめ事業所が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告する。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、非常災害対策として、消防計画に基づき、消火及び通報、避難誘導等の火災訓練を年2回以上、地震、津波等の災害訓練を年3回以上実施する。

(高齢者虐待防止)

第20条 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止に努めると共にその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図る。

- 2 虐待防止のための指針及び体制を整備する。
- 3 事業所において高齢者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。
- 4 高齢者虐待を発見又はその情報を入手した場合は速やかに関係機関に通報する。
- 5 市町村より高齢者虐待についての協力依頼があった場合は、施設長の了解のもとに受け入れ、連携を図る。
- 6 苦情解決処理規程に沿った適切かつ迅速な対応により、入所者並びに高齢者の権利を擁護する。

(身体拘束廃止)

第21条 施設サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(事故発生時の対応)

第22条 事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置をとる。

- (1) 事故の発生またはその再発を防止するための指針を整備する。
 - (2) 事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施する。
- 2 入所者に対する施設サービス提供により事故等が発生した場合は、速やかに市町村・身元保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、再発防止に努める。
- 3 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 介護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、身元保証人に対して介護上必要な事項について、理解しやすいよう説明する。また、入所者の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行うとともに、施設サービス計画に基づき必要な看護、介護及び機能訓練、医療並びに健康管理を適切に行う。

- 2 入所者の使用する施設、備品について衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- 4 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を

整備する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人香南会で定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。